

宮城県耐震改修促進計画の概要

1 計画策定の背景

平成7年に阪神・淡路大震災が発生し、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建築物の被害が甚大であったことから、建築物の耐震化を促進することを目的として同年に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定され、宮城県は平成13年に耐震改修促進計画（以下「計画」という。）を策定した。その後、平成16年の新潟県中越地震などを受けた法の改正（H18.1施行）により、法に基づく計画を平成19年に策定したほか、国の法改正などを受け、順次改定を行っている。

今回、現計画が令和7年度末で計画期間の期限を迎えることや、第1次国土強靱化実施中期計画の策定（R7.6）や法に基づく国の基本的な方針の改正（R7.7）を踏まえ、計画期間を令和12年度まで延長し、目標や施策等の見直しを行う。

2 基本方針

建築物の所有者又は管理者が自らの責任においてその安全性を確保するという法の趣旨に基づき、県、所管行政庁（県を除く）、所管行政庁以外の市町村、建築関係団体及び建築物所有者等は、それぞれの役割に応じて既存建築物の耐震診断・改修の促進に取り組む。

3 計画の目標

●住宅の耐震化率の現状と目標

（ ）の値は全国値を表す。

区分	当初（法定）計画	前々回改定	前回改定	今回改定
策定・改定年次	平成19年5月	平成28年3月	令和3年3月	令和8年3月
目標	90%以上 平成27年度末	95%以上 平成32年度末	95%以上 令和7年度末	96%以上 令和12年度末
現状	74% (75%) 平成15年10月	84% (82%) 平成25年10月	92% (87%) 平成30年10月	94% (90%) 令和5年10月

●耐震診断義務付け対象建築物の耐震性不足解消率^{※1}の現状と目標

（ ）の値は全国値を表す。

区分	現状 (前回改定)	現状 (今回改定)	目標 (今回改定)
年次	令和2年4月	令和7年4月	令和12年度末
要緊急安全確認 大規模建築物 ^{※2}	96% ^{※4} (74%)	98% (93%) ^{※5}	100%
要安全確認 計画記載建築物 ^{※3}		100% (40%) ^{※5}	-

- ※1 耐震診断が公表された建築物の棟数のうち、耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数がしめる割合。
※2 不特定多数の者が利用する大規模建築物等(概ね5,000㎡以上)で耐震診断の実施が義務付けられている。
※3 都道府県又は市町村が指定する避難路等の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、いずれも耐震診断の実施が義務付けとなる。
※4 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の合計の耐震化率
※5 現状（今回改定）の全国値は令和6年3月時点の値

4 耐震化促進の課題

(1) 住宅

- 木造戸建て住宅に住む全世帯に占める高齢者世帯の割合は7割以上と推測される。これらの世帯においては、耐震改修工事に掛かる資金調達が難しい、後継者がいないなどを理由に工事に踏み切れていないと考えられる。
- 熊本地震や能登半島地震では、旧耐震基準の木造住宅に被害が集中したが、昭和56年以降の新耐震基準でも、接合部等の基準が明確化された平成12年の現行耐震基準以前の木造住宅に倒壊等の被害が確認された。

(2) 住宅以外の建築物

- 旧耐震基準で建てられた建物には、構造体の耐用年数が残っているものもあるが、東日本大震災等からの復旧や老朽化に伴う改修工事などに多額の支出をしているものも多く、耐震改修工事に掛かる資金の調達の目処が立たない事などを理由に計画が具体化されていないことも考えられる。

5 耐震化促進施策

(1) 住宅

- 耐震診断助成や最大115万円の耐震改修助成を実施するほか、耐震改修と合わせてリフォーム工事を実施する場合の嵩上げ助成の活用により、耐震改修の促進を図る。
- 耐震改修工事費を低く抑えられる工法の普及や、月々の返済負担を低く抑えられる高齢者向けの住宅ローンの活用を促し、さらなる耐震化の促進を図る。
- みやぎ木造住宅耐震診断助成事業及びみやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業の対象に昭和56年6月から平成12年5月までに建てられた木造戸建て住宅を加え、市町村と連携して耐震性の向上を支援する。

(2) 住宅以外の建築物

- 耐震診断が義務付けられている大規模建築物や、有事の際に避難施設として活用されるような民間建築物について、耐震診断・耐震改修の補助事業を実施し、市町村と連携して耐震化を支援する。
- 有事の際に指定避難所として活用される公共建築物について、耐震診断の補助事業の実施により支援する。
- 優先的に沿道建築物の耐震化を促進すべき主要な施設へ連絡する道路沿いに建てられ、倒壊した場合に前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物に対して、耐震診断・耐震改修の補助事業を実施し、市町村と連携して耐震化を支援する。

(3) ブロック塀等

- 平成30年のスクールゾーン内コンクリートブロック塀等実態調査の結果に基づく継続的な改善要請等（フォローアップ）により危険ブロック塀等の改善に努めるとともに、助成制度を広く周知し、スクールゾーン内外の危険性が高いブロック塀等の改善を図る。

(4) 安全性の向上に資する啓発及び知識の普及等

- 耐震化技術、法律・税制、支援制度、地震保険制度など地震対策に関する情報を、テレビや新聞、広報誌、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、所有者等に提供する。
- 専門家による建築相談窓口を設置し、県民からの耐震診断・耐震改修に係る相談に対応する。

(5) 指導・勧告等

- 一定規模以上の建築物の所有者に対して必要に応じて、耐震改修促進法の規定に基づき指導・助言、指示、公表をするほか、建築基準法の規定に基づき勧告、命令を実施する。

(6) 計画の推進

- 本計画の推進を図るため、宮城県建築物等地震対策推進協議会^{※6}と連携し、産学官による建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行うとともに、産学官一体となった推進体制の整備・拡充を行う。

※6 学識経験者、県、市町村、建築関係団体等が連携して、建築物等の総合的な地震対策の推進を図るため、必要な措置を講じる協議会。